

拠点設立補助金交付要綱

令和5年5月15日 5ス戦事第284号

(目的)

第1 本要綱は、外国企業がアジアヘッドクォーター特区内に新たに拠点設立を行うために必要な経費に対し補助を行うことで、外国企業の拠点設立を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 外国企業発掘・誘致事業

東京都が実施する、個別の外国企業の誘致活動

(2) 外国企業

外国法に基づき設立された法人（主たる業務として資産運用業又はFintech事業を営む法人を除く。）

(3) 日本法人等

外国企業の設立する日本法人又は設置する支店

(4) 拠点設立

外国企業が行う日本法人の設立又は支店の設置であって、以下のア～エの全ての要件を満たすもの

ア 専ら事業を営むための事業所として使用する施設の確保

イ 商業登記法に基づく法人設立の登記又は外国会社の営業所の登記

ウ 業務に必要な常時雇用する従業員の確保

エ 主たる業務の開始

(5) 研究開発拠点

産業技術の研究から応用開発、試作、製品試験等による産業化等の研究開発を行うために必要な機能を有する拠点

(6) 業務統括拠点

アジア地域内の業務を統括する機能を有する拠点

(7) 常時雇用する従業員

以下のア又はイに該当する従業員

ア 期間の定めなく雇用されている者

イ 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用される者であって、その雇用契約期間が反復更新されて事実上アと同等と認められる者）

なお、従業員は雇用保険の被保険者とする。

(8) オフィス等

通常のオフィスのほか、個室型シェアオフィス等の執務が可能なスペース

- (9) ビジネスコンシェルジュ東京
東京都が開設した、外国法人等の東京進出及び事業活動をサポートするための支援機関
- (10) ビジネス支援サービス申込書
外国企業が、ビジネスコンシェルジュ東京にビジネス支援業務を依頼する際に、提出する書類
- (11) 年度
ある年の4月1日から翌年の3月31日までの期間

(補助対象者)

第3 補助金の補助対象者は、申請日の属する年度内に、外国企業がアジアヘッドクォーター特区内に拠点設立した日本法人等とする。

2 補助金の補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 外国企業発掘・誘致事業において、東京都へ投資計画書を提出していること。
- (2) 外国企業が、拠点設立の計画確定前に、東京都へ事業概要書（事前相談用）（第1号様式）を提出の上、当該拠点の事業概要等の計画内容を説明する事前相談を行っていること。なお、東京都との事前相談は、ビジネスコンシェルジュ東京にビジネス支援サービス申込書を提出の上、事業概要等の計画内容についてあらかじめ相談を行った上で行っていること。
- (3) 本補助金に係る拠点設立より前に、当該外国企業が日本に拠点設立を行っていないこと。
- (4) 主たる業務に係る研究開発拠点又は業務統括拠点等、東京都の経済活性化への貢献性が高いと東京都が認めた機能を有すること。
- (5) 日本法人等において、1名以上の従業員を常時雇用すること。
- (6) 日本法人の場合、外国企業からの出資額の割合が3分の1以上であること。
- (7) GX 関連企業誘致促進補助金、金融系外国企業拠点設立補助金、金融系外国企業事業基盤支援補助金又は金融系外国企業重点分野支援補助金の交付を受けていないこと。

3 外国企業及び日本法人等は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法令等に違反する事実がないこと。
- (2) 税金の滞納をしていないこと。
- (3) 公的機関等との契約における違反がないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがないこと。
- (5) 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的としていないこと。
- (6) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (7) 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

(補助金の対象経費)

第4 補助金は、拠点設立に要する経費で、以下の経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付す

る。ただし、消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費並びに他の公的補助金や助成金の対象経費とされたものは除く。

(1) 専門家への相談等経費

主たる業務の開始に当たって必要な法務・税務等に係る弁護士・行政書士・税理士・社会保険労務士等への相談費用、資料作成・提出費用等

(2) 人材採用経費

拠点設立を行う際、職業安定法第30条第1項に定める有料職業紹介事業者からの紹介又は海外有料職業紹介事業者により、1年以上当該拠点で常時勤務することとなる人材を採用することに伴い当該事業者へ支払う経費

なお、対象となる海外有料職業紹介事業者は、当該事業者の国・地方自治体等における届出・許可・申告等が受理された事業者であること。

(3) オフィス入居時初期費用

主たる業務の遂行に必要なアジアヘッドクォーター特区内のオフィス等の確保に係る礼金、入会金その他入居に当たり支払う必要があり、かつ、返還されない費用

2 前項の経費は、以下の要件を満たす期間中に外国企業及び日本法人等が、サービス等の提供を受け、支払ったものを対象とする。

(1) 第3第2項(2)に掲げる東京都との事前相談日以降であること。

(2) 補助金を申請する年度の4月1日から補助金の交付申請日まで

(補助金額)

第5 1 社当たりの補助金額は、補助対象経費の2分の1以内とし、7,500,000円を上限とする。

2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする日本法人等(以下「交付申請者」という。)は、本要綱及び別途定める募集要項の内容及び申請期限を確認した上で、拠点設立後速やかに、事業概要書(第2号様式)、申請書(第3号様式)、誓約書(第4号様式)及び次に掲げる書類を添付して、知事へ申請するものとする。

なお、交付申請は、1つの外国企業当たり1回限りとする。

【共通】

(1) 交付申請者の代表者(支店の場合は日本における代表者)を確認できる資料(商業登記簿謄本等)

(2) 交付申請者の所在地を確認できる資料(商業登記簿謄本等)

(3) 交付申請者の株主構成を確認できる資料(主な株主の名簿等)

(4) 交付申請者が使用する印鑑等が真正であることを確認できる資料(印鑑証明書等)

(5) 過去2年の外国企業の事業実績を確認できる資料(外国企業がその設立後2年を経過していないものである場合には、設立以後の事業実績を確認できる資料)(決算関係資料等)

(6) 申請日の属する年度及びその後2か年度の各年度に関する交付申請者の事業計画を確認できる資料

(7) 従業員を1名以上常時雇用していることを確認できる資料(雇用契約書、雇用保険適用事業所

台帳、雇用保険被保険者資格取得届等)

(8) 申請金額の根拠となる資料 (領収書等)

(9) その他東京都が必要と認めるもの

【専門家への相談等経費】

(10) 相談等の内容・回数・期間等が確認できる資料

【人材採用経費】

(11) 当該経費に係る従業員を常時雇用することを確認できる資料 (雇用契約書等)

(12) 海外有料職業紹介事業者を利用した場合は、当該事業者が、当該事業者の国・地方自治体等における届出・許可・申告等を受理されていることを明らかにする資料

【オフィス入居時初期費用】

(13) 当該経費に係るオフィス等を確保していることを確認できる資料 (賃貸借契約書等)

2 前項の書類に、日本語又は英語以外の言語により作成されたものがある場合には、日本語又は英語での翻訳を参考に添付すること。

(補助金の交付決定)

第7 第6の規定による交付申請が適切であり、補助金の交付が適当であると認められるときは、知事は交付の決定を行う。

2 前項の規定により交付決定を行った場合は、速やかに交付決定通知書 (第5号様式) により、補助金交付決定額その他必要な事項を交付申請者へ通知する。

3 交付決定に当たっては必要な条件を付する。

4 補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書 (第6号様式) により交付申請者へ通知する。

(補助金の支払)

第8 補助金は、円で交付するものとする。

なお、補助対象経費を外国通貨で支払った場合の為替レートは、当該補助対象経費の支払日又は東京都が適切と認める日の東京都の指定金融機関の電信売買相場の仲値 (外国為替公示相場) を適用するものとする (1円未満の端数が生じた場合には切捨て)。

2 補助金の交付において振込の手数料等の費用が発生する場合は、当該費用は交付を受ける者の負担とする。

(事業の継続義務)

第9 交付を受けた者は、設立した時点の属する年度の終了後2か年度が終了するまでの間、アジアヘッドクォーター特区内で事業を継続しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(報告義務)

第10 交付を受けた者は、設立した時点の属する年度並びにその翌年度及び翌々年度の各年度に関する事業活動を、当該各年度の翌年度の6月30日までに、事業活動報告書 (第7号様式) により知事へ報告しなければならない。

(変更の届出)

第 11 交付を受けた者は、設立した時点の属する年度の終了後 2 か年度が終了するまでの間、次に掲げる事項を変更するときは、変更後速やかに変更事項届出書（第 8 号様式）を知事へ提出しなければならない。

- (1) 交付を受けた者の名称の変更
- (2) 交付を受けた者の所在地の変更
- (3) 交付を受けた者の代表者（支店の場合は日本における代表者）の変更

2 前項に加え、設立した時点の属する年度の終了後 2 か年度が終了するまでの間に、第 3 第 2 項各号の規定にある交付要件を満たすことができなくなる事由が生じた場合においても、変更事項届出書（第 8 号様式）にその内容を記載の上、提出すること。

(交付決定の取消)

第 12 知事は、交付を受けた者が次に掲げる事項に該当した場合、交付を受けた者に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付に当たり付した条件、その他法令に違反したとき。
- (3) 設立した時点の属する年度の終了後 2 か年度が終了するまでの間に、第 3 の規定にある交付要件を充足できなくなったとき。
- (4) 第 9 の規定にある事業継続義務に違反したとき。
- (5) その他本要綱に基づく指示に違反したとき。

2 前項の規定に基づき取消を決定した場合は、交付決定取消通知書（第 9 号様式）により交付を受けた者へ通知する。

(補助金の返還)

第 13 交付を受けた者は、第 12 の規定により交付決定を取り消された場合、第 14 に規定する額を東京都へ返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

2 補助金の返還に係る事項は、知事が返還請求書（第 10 号様式）により通知する。

(取消額の計算)

第 14 取消額の算出は次の各号に定めるところによる。

- (1) 知事が交付決定の全部を取り消した場合
交付を受けた補助金の全額
- (2) 知事が交付決定の一部を取り消した場合

交付を受けた補助金額から、交付を受けた補助金額に補助金の受領の日から取消事由に該当した日（取消事由に該当した日が明らかでない場合は、当該取消事由を東京都が知った日とする。）の前日までの日数（受領の日を算入する。）を補助金の受領の日から設立した時点の属する年度の翌々年度の末日までの日数で除した割合を乗じた額（1 円未満の端数が生じた場合には切捨て）を差し引いた額

(違約加算金及び延滞金)

第 15 知事が、第 13 の規定により補助金の返還を命じたときは、交付を受けた者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に付き、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、知事が取消しに至る事由においてやむを得ないと認める場合は、違約加算金を免除することができる。

2 第 13 の規定により補助金の返還を命じられた者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に付き年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 16 第 15 第 1 項の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助金の返還を命じられた者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第 15 第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(立入調査等)

第 17 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員又はビジネスコンシェルジュ東京（以下「職員等」という。）に、拠点に立ち入り、その業務活動等について、日本法人等に対して必要な調査又は質問を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、日本法人等の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助内容等の公表)

第 18 知事は、交付を受けた者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

(その他)

第 19 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。